

議案第 2 号

教育委員会の権限事務に係る臨時代理の承認について

教育委員会の権限に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成23年 6 月15日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

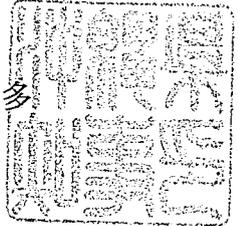
議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係
手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例
の一部を改正する条例」については、異議ありません。

総 財 第 5 3 7 号
平成 23 年 6 月 13 日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。



条例案の概要の説明

部課名 総務部財政課

1 件名

沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する
条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等が行う保険業の果たす役割にかんがみ、保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）の一部が改正され、行政庁の認可を受けて引き続きこれらの保険業を継続して行うことが認められ、併せて保険契約者の保護等の観点から必要な規制を行うこととされた。
- (2) (1)に伴い、民法（明治29年法律第89号）第34条に基づき設立された法人（以下「特例民法法人」という。）が、保険業法の特例として経過的に認められている保険業を一般法人又は公益法人に移行した後も継続する場合は、特例民法法人を所管する都道府県知事又は教育委員会の認可を受けることとなったため、当該認可の申請に係る手数料の徴収根拠を定める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県手数料及び使用料条例の一部を次のように改正する。＜第1条＞
知事の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める。（別表第3関係）
- (2) 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を次のように改正する。＜第2条＞
教育委員会の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める。（別表関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行する。＜附則＞

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条

(2) 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条

5 関係各課との調整状況

総務私学課及び教育庁財務課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 優良宅地造成認定申請手数料の項の前に次のように加える。

特定保険業の認可申請手数料	保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査（教育委員会が行うものを除く。）	1件につき150,000円
---------------	--	---------------

(沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表教育職員普通免許状授与手数料の項の前に次のように加える。

特定保険業の認可申請手数料	保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査（教育委員会が行うものに限る。）	1件につき150,000円
---------------	--	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年6月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

保険業法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、特定保険業の認可申請手数料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

